

Newsletter

平成23年度税制改正

Contents

1. 平成23年度税制改正のスケジュール
2. 旧法案のうち、切り出し法又は新法案となった主な項目

平成23年6月10日、「所得税法等の一部を改正する法律案」(平成23年1月25日国会提出)(以下、「旧法案」)の題名が「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」(以下、「新法案」)に改められ、旧法案の項目が修正されました。

さらに、同日において、旧法案のうち、税制抜本改革の一環をなす改正及び国税通則法の抜本改正(以下、「抜本改正」)以外の項目を切り出した「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」(以下、「切り出し法案」)が国会に提出されました。

平成23年6月22日、切り出し法案が可決・成立し(以下、「切り出し法」)、平成23年6月30日に公布・施行されました。

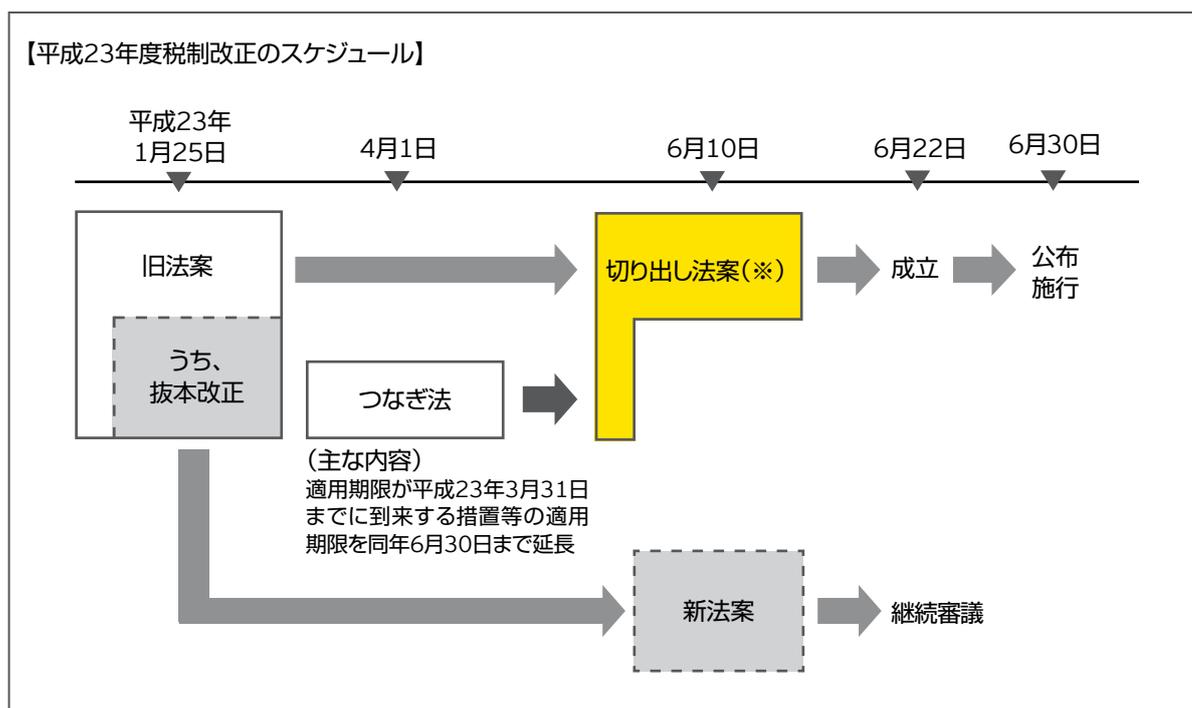
本号では、切り出し法及び新法案に関し、以下の内容をご紹介します。

- ▶ 平成23年度税制改正のスケジュール
- ▶ 旧法案のうち、切り出し法又は新法案となった主な項目

1. 平成23年度税制改正のスケジュール

平成23年度税制改正が成立するまでのスケジュールは、以下のとおりです。

- ▶ 平成23年1月25日、旧法案が国会に提出されました。
- ▶ 平成23年3月31日、旧法案が平成23年3月31日までに成立しなかったことから、同日までに適用期限の到来する租税特別措置法の特例措置について、暫定的にその期限を平成23年6月30日まで延長する、「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」及び「国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律」(以下、「つなぎ法」)が国会で成立し、翌4月1日に施行されました。
- ▶ 平成23年6月8日、民主党、自由民主党及び公明党により、旧法案のうち、抜本改正以外の項目を切り出した改正法案を6月末までに成立させること、抜本改正の項目については第177回通常国会会期中に成案を得られない場合には会期末において、閉会中審査手続をとること等を内容とする合意がなされました(以下、「三党合意」)。
- ▶ 平成23年6月10日、三党合意に基づき、新法案及び切り出し法案が国会に提出されました。
- ▶ 平成23年6月22日、切り出し法案が成立し、平成23年6月30日に公布・施行されました。



※つなぎ法によりその適用期限が延長されている項目のうち、単純延長されない項目もあるため留意が必要です。

2. 旧法案のうち、切り出し法又は新法案となった主な項目

旧法案のうち、切り出し法又は新法案(継続審議予定)となった主な項目は以下のとおりです。

	旧法案	
	切り出し法となった項目	新法案となった項目(継続審議予定)
法人関連税制	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例の延長(注) ▶ グループ法人税制の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法人実効税率の引下げ ▶ 欠損金の繰越控除制度の見直し ▶ 減価償却制度の見直し ▶ 貸倒引当金の見直し
国際課税	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国子会社合算税制・外国税額控除制度の見直し ▶ コーポレート・インバージョン対策合算税制の見直し ▶ 外国法人の現物出資の見直し ▶ 移転価格税制の見直し 	
金融・証券税制	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る優遇措置の延長 ▶ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税(いわゆる日本版ISA)措置の施行延期等 ▶ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の見直し ▶ 上場株式等に係る配当所得の分離課税等の対象とならない大口株主等の範囲の拡大 ▶ 投資法人(Jリート)・特定目的会社等の導管性要件の見直し 	
消費課税	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 消費税の免税事業者の要件の見直し ▶ 消費税の仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地球温暖化対策のための課税の特例の創設
所得税		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 給与所得控除の見直し ▶ 退職所得課税の見直し ▶ 成年扶養控除の見直し
相続税	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相続税の連帯納付義務の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相続税の基礎控除額及び税率構造の見直し ▶ 死亡保険金に係る非課税限度額の見直し ▶ 未成年者控除及び障害者控除の引上げ ▶ 贈与税の見直し
納税環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 還付加算金の計算期間の見直し ▶ 租税罰則(国税関係)の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国税通則法の見直し ▶ 更正の請求等の見直し ▶ 税務調査手続の見直し

(注) 旧法案においては、適用期限の到来をもって廃止することとされていましたが、切り出し法案では平成24年3月31日までに開始する事業年度まで延長されることとされています。

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

関連資料

- ▶ 財務省「所得税法等の一部を改正する法律案中修正」平成23年6月13日
http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/177diet/index.htm#sy4
- ▶ 総務省「地方税法等の一部を改正する法律案中修正」平成23年6月13日
http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/k_houan.html
- ▶ 総務省「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」平成23年6月30日公布・施行
http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/k_houan.html
- ▶ 財務省「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」平成23年6月30日公布・施行
http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/177diet/index.htm

タックスライブラリーのお知らせ

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人ウェブサイトの「タックスライブラリー」では、ニュースレター（原則毎月発行）、専門雑誌掲載記事、出版書籍などをご紹介します。

<http://www.ey.com/JP/ja/Services/Tax/Tax-Library>

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20110630-2

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。